

1. 経済・生活面の支援

(1) 見舞金

災害見舞金が支給されます



市民生活部社会福祉課 ☎22-1340
各総合支所市民サービス課

◆災害見舞金とは

災害を起因として、下記に該当する方に、損害等の割合に応じて見舞金を支給するものです。

◆対象となる方は

市内に住所を有し、かつ現に居住している方

1. 居住する住宅が損壊した世帯
り災証明により、全壊または半壊以上となった方
2. 亡くなられた方の遺族
3. 30日以上入院をした方またはその家族

※該当される方には、随時連絡します。
(傷病については事前にご相談願います)

◆支給額は

- 全壊：1世帯につき 10万円
- 大規模半壊：1世帯につき 5万円
- 半壊：1世帯につき 3万円
- 死亡：1人につき 30万円
- 負傷者（30日以上入院療養の場合）
：1人につき 5万円

◆申出に必要なもの

災害を起因とした傷病の場合のみ、30日以上入院期間を確認できる書類

(2) 当面の生活資金や生活再建の資金

生活福祉資金の貸付が受けられます



栗原市社会福祉協議会地域福祉課
☎23-8087(直通) (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や、障害がある方や高齢者が同居する世帯に対し、低利子または無利子でお金を貸付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

◆対象となる方は

災害により被害を受けた低所得者世帯（市町村住民税非課税世帯）、障害者世帯、高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯）

◆貸付限度額 150万円
(福祉費、災害臨時費の場合)

◆利率 保証人あり：無利子
保証人なし：1.5%

◆返済期間は 7年以内
据置期間：貸付金交付後6か月以内

◆申請に必要なもの

申込書、世帯全員分の住民票謄本、本人確認書類、収入確認書類、その他（官公署が発行するり災証明書または被害証明書等）

◆申請期間は 随時受付します。

生活安定資金の貸付が受けられます



栗原市社会福祉協議会地域福祉課
☎23-8087(直通) (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活安定資金貸付制度とは

所得の少ない世帯に対し、無利子でお金を貸付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

◆対象となる方は

市内に居住する低所得者で、1年以上市内に居住する世帯（被保護世帯を含む）

◆貸付限度額 5万円（特に認めた場合7万円）

◆利率 無利子・無担保

◆返済期間は 1年以内（据置期間2か月）

◆申請に必要なもの

申込書、市内に居住する保証人1名及び民生委員の面談が必要です。

◆申請期間は 随時受付します。